

消費税率変更に伴う施設ご利用料金の改定について

高知市
高知市文化プラザ かるぼーと
指定管理者 高知市文化プラザ共同企業体

日頃から、高知市文化プラザかるぼーとをご利用いただき、誠にありがとうございます。

4月1日から消費税率が8%となることに伴い、高知市文化プラザの利用料金が変わります。

消費税は、利用完了日で課税されますので平成26年4月1日以降の利用につきましては新料金の対象となりますが、**施設基本使用料は前納制となっていることから、平成26年3月31日までにご入金された場合は旧料金(現行料金)の適用となります。**

■平成26年3月31日までに申請がお済の方で

	基本使用料
3月31日までにご入金がお済みの場合	旧料金
ご入金が4月1日以降の場合	新料金
変更が予想される(入場料、本番時間等)催事で 3月31日までに変更内容を確定しお支払い を完了した場合	旧料金
4月以降に利用状況に変更があった場合で すでに基本使用料をお支払い済みの場合	新料金と旧料金の差額

変更を行う場合、**3月20日までに**変更申請を提出頂き、新たな請求書を発行いたしますので3月31日までにお支払いを完了させてください。

3月31日中にご入金がない場合は、新料金の適用となりますのでご注意ください。

※基本利用料金以外（附属設備使用料等）は新料金の適用となります。